

令和8年 第6回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和8年6月29日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和8年6月29日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和8年6月29日 午後2時35分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 10名 欠席 0名 ○=出席 ×=欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	丸田 学	○	10	青山 晴重	○
	2	佐々木 哲三	○			
	3	宮本 好	○			
	4	曾川 泰寛	○			
	5	佐伯 昌彦	○			
	6	菊地 哲也	○			
	7	田中 恭一	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	吉田 新一	○			
会議録署名委員	5 番	佐伯 昌彦		6 番	菊地 哲也	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 若 木 渉		事務局員 片 岸 昭 弘		事務局員 山 本 玲	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R8.6.29)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	ただいまより、令和8年第6回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は10名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日 程 1 会議録署名委員	議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番の佐伯昌彦委員及び、6番の菊地哲也委員をお願いいたします。
日 程 2 会期の決定	議 長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日 程 3	議 長	次に、日程第3 議事に入ります。
議案1号	議 長	議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案2号	議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。事務局より説明願います。

議 事 の 経 過 (R8.6.29)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	事 務 局	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取を行うこととし、本委員会及び北海道農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決により許可権者である洞爺湖町長に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました丸田学委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	1 番委員	6 月 1 6 日 (火) に農業委員 3 名及び事務局 3 名と現地確認を行った結果、問題なしと判断しましたので報告いたします。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 1 番～8 番を、議題といたします。事務局より説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの各要件を満たしている所以要請すべきと考えます。また、農地中間管理機構が定めようとする計画内容が要請の内容と一致した場合に限り、即日公告できるものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R8.6.29)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 1 番～8 番は、可と決定してよろしいでしょうか。
議案 3 号	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 1 番～8 番は、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 9 番を、議題といたします。会議規則第 10 条の規定により、 が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議 長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局より説明願います。
	事 務 局	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの各要件を満たしている所以要請すべきと考えます。また、農地中間管理機構が定めようとする計画内容が要請の内容と一致した場合に限り、即日公告できるものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 9 番は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 9 番は、可と決定いたします。 が復席しますので、暫時、休憩いたします。

議 事 の 経 過 (R8.6.29)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議 長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
閉 会	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 8 年 第 6 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。